

平成30年度 市民税・県民税の申告の手引き

申告をしなければならない方（申告期限 平成30年3月15日）	申告書を提出しなくてもよい方
平成30年1月1日現在で白山市に住んでいた方で、平成29年中に各種所得のあった方のうち、 ○ 給与所得者で昨年中に源泉徴収されなかった方 ○ 営業・農業・大工・左官・内職・不動産・その他所得者であるが、所得税の確定申告をしなくてもよい方 ○ 所得税の確定申告をしなくてもよい方であるが、雑損控除又は医療費控除、社会保険料控除等、各種控除を受けようとする方	○ 所得税の29年分確定申告をした方 ○ 勤務先で年末調整を行い、給与支払報告書を提出済みの方。（勤務先に確認してください。）ただし、給与以外の所得がある方は除きます。

※所得がなかった方も、国民健康保険税の軽減や各種証明書、公営住宅、就学援助、保育園等の申請のために市民税・県民税の申告が必要となります。

申告書の書き方

- ① 収入金額等 平成29年中（1月1日から12月31日）に収入が確定した金額です。
- ② 所得金額 収入金額から必要経費（生活費、所得税、住民税、罰金などは含みません。）と事業専従者控除額を差し引いた金額です。

所得の分類

営業等	個人事業者、外交員、検針員など。申告書裏面 [4] で事業所得の計算をしてください。地代・家賃を経費として計上する場合には、申告書裏面 [5] もあわせて記入してください。報酬等の支払調書があれば添付してください。
農業	農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育など
不動産	土地、家屋等の貸代、権利金など。申告書裏面 [6] で不動産所得の計算をしてください。
利子	公社債、預貯金の利子、合同運用信託などの分配金（所得税源泉分離のものは除く。）
配当	株式の配当、出資の配当、剰余金の分配
給与	雇用主、会社等から支払われた賃金の合計。源泉徴収票があれば添付してください。無い場合は、申告書裏面 [8] を利用してください。下記の表1 給与所得控除額速算表を参照してください。
雑	公的年金、シルバー人材センターの分配金、個人年金、動産の貸付、原稿料、印税、個人として貸付けしたお金の利子等。公的年金は、下記の表2 公的年金等の所得金額速算表を参照してください。その他の雑所得は、申告書裏面 [11] で計算してください。
総合譲渡・一時	○ 総合譲渡は、動産、書画、骨とう、ゴルフ会員権等の譲渡所得など（所有期間が5年以下→短期、5年超→長期） ○ 一時所得は、懸賞の当せん金、競馬の払戻金、法人より受けた金品、生命保険の満期戻戻金などそれぞれ申告書裏面 [7] で計算してください。 総合短期譲渡・長期譲渡所得の特別控除額は500,000円です。総合短期譲渡・長期譲渡所得が混在する場合には、まず総合短期譲渡所得から控除します。一時所得の特別控除額は500,000円です。また、計算結果がマイナスになる場合は、0円とします。

表1 給与所得控除額速算表

(単位:円)

給与収入額	給与所得額
651,000 未満	0
651,000～1,619,000 未満	収入－650,000
1,619,000～1,620,000 未満	969,000
1,620,000～1,622,000 未満	970,000
1,622,000～1,624,000 未満	972,000
1,624,000～1,628,000 未満	974,000
1,628,000～1,800,000 未満	収入÷4,000（小数点以下切捨）×2,400
1,800,000～3,600,000 未満	収入÷4,000（小数点以下切捨）×2,800－180,000
3,600,000～6,600,000 未満	収入÷4,000（小数点以下切捨）×3,200－540,000
6,600,000～10,000,000 未満	収入×90%－1,200,000
10,000,000 以上	収入－2,200,000

表2 公的年金等の所得金額速算表

(単位:円)

65歳未満（昭和28年1月2日生まれ以後）	
収入金額	所得金額
1,300,000 未満	収入－700,000
1,300,000～4,100,000 未満	収入×75%－375,000
4,100,000～7,700,000 未満	収入×85%－785,000
7,700,000 以上	収入×95%－1,555,000
65歳以上（昭和28年1月1日生まれ以前）	
収入金額	所得金額
3,300,000 未満	収入－1,200,000
3,300,000～4,100,000 未満	収入×75%－375,000
4,100,000～7,700,000 未満	収入×85%－785,000
7,700,000 以上	収入×95%－1,555,000

表3 生命保険料控除額速算表

○旧制度（一般・年金）

(単位:円)

年間の支払保険料等	控除額
15,000以下	支払保険料の全額
15,001～40,000	支払保険料×1/2+7,500
40,001～70,000	支払保険料×1/4+17,500
70,001以上	一律35,000

○新制度（一般・年金・介護医療）

(単位:円)

年間の支払保険料等	控除額
12,000以下	支払保険料の全額
12,001～32,000	支払保険料×1/2+6,000
32,001～56,000	支払保険料×1/4+14,000
56,001以上	一律28,000

※ 平成23年12月31日以前に契約締結した生命保険契約等

※ 平成24年1月1日以後に契約締結した生命保険契約等。

※ 一般生命保険料、又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の両方の支払いがあった場合、新契約と旧契約においてそれぞれ上の算式により計算した控除額を合計します。（限度額28,000円）

※ 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれの控除限度額に関わらず、合計した控除額の限度額は70,000円です。

③ 所得控除（所得から差し引かれる金額）

控除名	説明	控除額	必要添付(提示)書類
雑損控除	平成29年中にあなたやあなたと生計を一にする方が天災、盗難等にあった場合の控除。申告書裏面 ⑬に記入してください。	○差引損失額(損害金額-保険等で補てんされる金額)-総所得の10% ○差引損失額のうち、災害関連支出金額-50,000円 のいずれか大きい金額	被害明細書
医療費控除	平成29年中にあなたやあなたと生計を一にする方が ①治療のために医療費を支払った場合 ②健康を保持増進するため一定の取組みを行った方が特定一般用医薬品を購入した場合 →①・②のうちどちらか一方を選択	① ○支払った医療費-保険等で補てんされる金額-100,000円 ○支払った医療費-保険等で補てんされる金額-総所得の5% のいずれか大きい金額(控除限度額2,000,000円) ② 健康の保持増進のため一定の取組みを行った方が対象 表4 セルフメディケーション税制を参照してください。 ○特定一般用医薬品購入費-12,000円(控除限度額88,000円)	①領収書、医療控除明細書等 ②特定一般用医薬品の領収書等と健康保持増進の取組みを証する書類
社会保険料控除	平成29年中にあなたが支払った国民健康保険税、国民年金、雇用保険、厚生年金保険、介護保険等の合計額		領収書等
小規模企業共済等掛金控除	平成29年中にあなたが支払った小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額		領収書等
生命保険料控除	平成29年中にあなたが支払った、あなたやあなたの配偶者、親族等を受取人とする生命保険料・簡易保険料(一般の生命保険)、個人年金等の保険料、介護医療保険契約等の保険料及び掛金の控除。それぞれの控除限度額に関わらず、合計した場合は70,000円が控除限度額となります。表3 生命保険料控除額速算表を参照してください。		控除証明書
地震保険料控除	平成29年中にあなたが支払った、あなたやあなたの配偶者、親族等が所有している居住用家屋又は家財の地震、津波等を原因とする火災、損壊、流失等による損害に対する保険料や掛金の控除。また、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(契約期間が10年以上で、満期返戻金のあるものです。)については、従前の損害保険料控除が適用されます。表5 地震保険料控除額速算表を参照してください。		控除証明書

控除名	要件	控除額
寡婦(寡夫)控除	寡婦 (1)夫と死別し、若しくは離婚した後、再婚していない方又は夫の生死が明らかでない方で扶養親族又は所得の合計金額が380,000円以下の生計を一にする子(他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方を除きます。)を有する方 (2)夫と死別した後、再婚していない方又は夫の生死が明らかでない方で、所得金額の合計額が5,000,000円以下である方 (1)、(2)のいずれかに該当する方の控除	260,000円
	寡夫 妻と死別し、若しくは離婚した後、再婚していない方又は妻の生死が明らかでない方で所得の合計金額が380,000円以下の生計を一にする子(他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方を除きます。)を有し、かつ本人の所得金額の合計額が5,000,000円以下である方の控除	
	特別寡婦 夫と死別し、若しくは離婚した後、再婚していない方又は夫の生死が明らかでない方で扶養親族である子を有し、かつ本人の所得金額の合計額が5,000,000円以下である方の控除	300,000円
勤労学生控除	本人が大学、高校、盲学校、認定職業訓練校等の学生であり、平成29年中の所得金額の合計額が650,000円以下で、かつその所得のうち、給与所得等以外の所得が100,000円を超えない方の控除	260,000円
障害者控除	普通障害 あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族のうち、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方や精神保健指定医等により知的障害者と判定された方の控除	260,000円
	特別障害 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1、2級と記載のある方や重度の知的障害と判定された方の控除	300,000円
	同居特別障害者 特別障害者に該当し、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方	530,000円
配偶者控除	平成29年12月31日現在で、あなたと生計を一にする配偶者の所得金額の合計額が380,000円以下で専従者控除を受けていない方の控除(配偶者が昭和23年1月1日以前生まれ(70歳以上)であれば、控除額を50,000円上乗せ)	330,000円
配偶者特別控除	あなたの所得金額の合計額が10,000,000円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く。)の所得が一定金額の範囲にある方の控除。表6 配偶者特別控除額速算表を参照してください。	
扶養控除	平成29年12月31日現在で、あなたと生計を一にする扶養親族の所得の合計金額が380,000円以下で、専従者控除を受けていない方の控除(特定扶養、老人扶養、同居老親等扶養があります。)	330,000円
	特定扶養控除 平成7年1月2日から平成11年1月1日までに生まれた方(19歳以上23歳未満)	450,000円
	老人扶養控除 昭和23年1月1日以前に生まれた方(70歳以上)	380,000円
	同居老親等扶養控除 昭和23年1月1日以前に生まれた(70歳以上)父母、祖父母と本人又は配偶者が、同居を常としている方	450,000円

④ 税額控除（税額から差し引かれる金額）

控除名	説明	控除額	必要添付(提示)書類
寄附金税額控除	平成29年中にあなたが都道府県、市町村又は特別区、住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部、住所地の県又は市が条例により指定した寄附先に対して寄附を行った場合の控除。申告書裏面 ⑭に記入してください。	○(寄附金額又は総所得の30%のいずれか少ない方-2,000円)×10% ※都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金の特例控除額 (寄附金額-2,000円)×(90%-0~45.945%(所得税の税率)) (特例控除限度額 個人住民税所得割額の20%)	寄附金の受領書等

表4 セルフメディケーション税制

<p>平成29年中に健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組みを行った方が、特定一般用医薬品を購入した場合には医療費控除を受けることができます。</p> <p>従来の医療費控除とどちらか一方を選択してください。</p> <p>※健康保持増進の取組みを証する下記の書類を提示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書又は予防接種済証 ・市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表 ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表 ・特定健康診査の領収書又は結果通知表 ・人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表
--

表5 地震保険料控除額速算表 (単位:円)

支払額	控除額
地震支払額	
50,000以下	支払い保険料の全額×1/2
50,001以上	25,000
旧支払長期額	
5,000以下	支払い保険料の全額
5,001~15,000	支払い保険料の金額×1/2+2,500
15,001以上	10,000
地震支払額と旧長期支払額がある場合の控除額(※注1)	
それぞれ算出された控除額の合計が25,000以下	控除額の合計額
それぞれ算出された控除額の合計が25,001以上	25,000

(※注1) ただし、地震保険契約と旧長期損害保険契約が同一契約の場合、どちらか一方を選択して下さい。

表6 配偶者特別控除額速算表 (単位:円)

配偶者の合計所得金額	控除額
~380,000	0
380,001~449,999	330,000
450,000~499,999	310,000
500,000~549,999	260,000
550,000~599,999	210,000
600,000~649,999	160,000
650,000~699,999	110,000
700,000~749,999	60,000
750,000~799,999	30,000
760,000~	0

4 事業所得の必要経費

①売上（収入）金額	代金の未収分、雑収入、リベート、自家消費した商品も含まれます。
②期首たな卸高	平成29年1月1日現在の商品（製品）
③仕入金額	商品（製品）原材料の仕入金額、代金未払分も含まれます。
④期末たな卸高	平成29年12月31日現在の商品（製品）
⑥租税公課	事業税、自動車税、組合費、商工会費等（所得税、住民税は含まれません。）
⑦荷造運賃	販売商品（製品）の運送費等
⑧水道光熱費	事業用として使用した水道料、電気料、ガス代、石油代等
⑨旅費交通費・通信費	販売、集金など商用のための交通費、宿泊料等や、事業用として使用した電話料等
⑩広告宣伝費	新聞折込、タオル、カレンダー、福引券等の費用
⑪接待交際費	取引先等を接待する茶菓飲食代、事業のための中元、歳暮等
⑫損害保険料	事業用資産の火災保険料、事業用の自動車保険料等
⑬修繕費	事業用の建物、自動車、機械等の修理費
⑭消耗品費	事務用品、包装紙、事業用の自動車ガソリン代等
⑮減価償却費	事業用の建物、自動車、機械等の償却
⑯福利厚生費	従業員の慰安、保険、衛生等に支払った費用
⑰雑費	事業上の経費で上記経費科目以外の経費
⑱雇人費	従業員の給料、賃金、手当、賞与等
⑳地代・家賃	事業用の土地、建物を借用した地代、家賃（申告書裏面⑤に内訳を記入してください。）
㉑借入金利子	事業のための借入金の利子や手形割引料等
㉒専従者控除額	生計を一にする親族でもっぱら（6か月以上）事業に従事している場合の控除額

白色専従者控除限度額ア、イの
いずれか低い方の金額

ア 配偶者
860,000円
その他親族（15歳以上）
500,000円

イ 専従者控除前の事業所得金額
÷（事業専従者数+1）

9 減価償却費の計算（申告書裏面⑨に内訳を記入してください。）

ア. 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却方法（旧定額法）

資産の種類		耐用年数	償却率	資産の種類		耐用年数	償却率		
建 物	木造又は 合成樹脂造	事務所用	24	0.042	車 両 ・ 器 具	二輪	3	0.333	
		店舗・住宅用	22	0.046		小型車（660CC）以下	4	0.250	
		飲食店用	20	0.050		貨物自動車	ダンプ式	4	0.250
		工場・倉庫用	15	0.066			その他	5	0.200
	木骨モルタル造	事務所用	22	0.046		冷房・暖房用器具	6	0.166	
		店舗・住宅用	20	0.050					
		飲食店用	19	0.052					
		工場・倉庫用	14	0.071					

取得価額×0.9×償却率×事業に使用した月数÷12＝減価償却費

イ. 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却方法（定額法）

資産の種類		耐用年数	償却率	資産の種類		耐用年数	償却率		
建 物	木造又は 合成樹脂造	事務所用	24	0.042	車 両 ・ 器 具	二輪	3	0.334	
		店舗・住宅用	22	0.046		小型車（660CC）以下	4	0.250	
		飲食店用	20	0.050		貨物自動車	ダンプ式	4	0.250
		工場・倉庫用	15	0.067			その他	5	0.200
	木骨モルタル造	事務所用	22	0.046		冷房・暖房用器具	6	0.167	
		店舗・住宅用	20	0.050					
		飲食店用	19	0.053					
		工場・倉庫用	14	0.072					

取得価額×償却率×事業に使用した月数÷12＝減価償却費

※ア、イとも使用可能期間が1年未満又は取得価額が100,000円未満のものは、その価額の全額がその年の必要経費となります。
 ※ア、イとも取得価額が100,000円以上200,000円未満のものは、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の1/3の金額を必要経費にすることができます。
 ※平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、前年未までの減価償却費の累積額が償却可能限度額（取得価額の95%に相当する額）に達している場合には、その達した年分の翌年分以後5年間で1円まで均等償却することとされました。
 （取得価額－取得価額の95%相当額－1円）÷5＝減価償却費

申告に必要なもの

- マイナンバー確認書類と本人確認書類（「マイナンバーカード」又は「通知カードと身元確認書類（運転免許証等）」）
※ 郵送の場合は、その写しを添付してください。
- 印鑑（認印）
- 平成29年中の収入がわかるもの（事業収支明細書、給与源泉徴収票、年金源泉徴収票等）
- 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料その他の社会保険料、生命保険料、地震保険料等の領収書又は証明書
- 医療費控除、雑損控除を受けようとする方は、医療費の領収書・医療費控除の明細書等、雑損控除を証明できる書類
※ 医療費は、事前に合計額を計算してください。

提出期限 平成30年3月15日（木） 郵送で申告される方は、下記の住所にお送りください。

〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地 白山市総務部市民税課 市民税係 宛

記 載 例

申告者：白山 一郎（昭和24年4月1日生まれ）
 年金収入：2,500,000円
 国民健康保険税支払額：240,000円、介護保険料：60,000円
 一般の生命保険料支払額（旧契約）：50,000円
 個人年金保険料支払額（新契約）：48,000円
 介護医療保険料支払額：62,000円

配偶者：白山 姫子（昭和24年4月2日生まれ）
 障害者手帳：身体障害3級
 年金収入：1,500,000円
 医療費：200,000円
 （保険金で補てんされた金額：100,000円）

住所、氏名、
 生年月日、
 個人番号等を
 記入し、押印
 してください。

配偶者や扶養親族、
 16歳未満の扶養
 親族がいる場合は、
 氏名、生年月日、
 個人番号等を忘れ
 ずに記入してくだ
 さい。
 （市民税・県民税の
 非課税判定に用い
 るため、16歳未満
 の扶養親族がいる
 場合も必ず記入し
 てください。）

平成29年中に収
 入がなかった方は、
通信欄の該当事
 項を記入し、提出
 してください。

平成30年度分 市民税・県民税申告書

住所 白山市 倉光二丁目1番地		個人番号 1111111111111111	※市役所処理欄 窓□・郵送 入力 支 援 S C O U S 裏面 有 無
フリガナ ハクサン イチロウ	氏名 白山 一郎	明・大 24年4月1日生	
職業・勤務先 及び電話番号 無職	自宅 電話番号 (076) 000-0000	世帯主氏名 白山 一郎	続柄 本人
医療費控除 支払った医療費 200,000円 所得の5%と10万円との少ない方の全額 65,000円 保険金などで補てんされた金額 100,000円 ※特定一般用医薬品等購入費-1万2千円	社会保険料控除 国民健康保険税 240,000円 介護保険料 60,000円 合計 300,000円	生命保険料控除 一般の生命保険料の計【旧契約】 50,000円 個人年金保険料の計【旧契約】 48,000円 一般の生命保険料の計【新契約】 個人年金保険料の計【新契約】 62,000円 ※平成24年1月1日以後に締結した保険契約については、新契約欄に記入してください。	収入金額等 事業 営業等 農業 不動産 利子 配当 給与 雑 公的年金等 2,500,000 その他 総合譲渡 短期 長期 一時
地震保険料控除 地震保険料の計 円 旧長期損害保険料の計 円	本人控除 勤労学生 (学校名) 障害者 <input type="checkbox"/> 特別障害 <input type="checkbox"/> 普通障害 寡婦(寡夫)・特別寡婦 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚	所得金額 事業 営業等 農業 不動産 利子 配当 給与 雑 公的年金等 1,300,000 その他 総合譲渡・一時 合計 1,300,000	
障害者控除 氏名 白山 姫子 個人番号 2222222222222222 氏名 個人番号 氏名 個人番号	配偶者控除・配偶者特別控除 配偶者の氏名 白山 姫子 生年月日 男・大 24.4.2 配偶者の合計所得金額 300,000円 個人番号 2222222222222222		
扶養控除(配偶者以外) 氏名 続柄 生年月日 同居別居 氏名 続柄 生年月日 同居別居 氏名 続柄 生年月日 同居別居 氏名 続柄 生年月日 同居別居	16歳未満の扶養親族(控除対象外) 氏名 続柄 生年月日 同居別居 氏名 続柄 生年月日 同居別居 氏名 続柄 生年月日 同居別居 氏名 続柄 生年月日 同居別居		
通信欄 平成29年中に所得等のなかった方など、次の事項に該当する方は、数字を○で囲み、必要事項を記入してください。 1 下記の方から扶養又は援助を受けていた。 住所 氏名 (続柄) 平成30年1月1日現在、白山市以外又は海外に居住していた。 住所 2 次の給付を受けていた。(該当する項目に✓を付けて記入) <input type="checkbox"/> 障害者年金の給付を受けていた。 <input type="checkbox"/> 遺族年金の給付を受けていた。 <input type="checkbox"/> 老齢福祉年金の給付を受けていた。 <input type="checkbox"/> 雇用保険(失業保険)の給付を受けていた。 <input type="checkbox"/> 生活保護法による生活扶助を受けていた。 備考欄(1、2以外の方は、前年中の生活状況を記入してください。(例)「病気療養中で入院していた」など)			所得から差し引かれる金額 雑損控除 医療費控除 35,000 社会保険料控除 300,000 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 70,000 地震保険料控除 寡婦(寡夫)控除 勤労学生(障害者)控除 260,000 配偶者控除 330,000 配偶者特別控除 扶養控除 基礎控除 330,000 合計 1,325,000
給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の納税方法 <input type="checkbox"/> 給与から天引(特別徴収) <input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)			

所得金額や所得控除は、申告の手引きをお読みのうえ記入してください。事業所得・不動産所得などがある方は、裏面も記入が必要です。